

社会福祉法人中心会 行動計画(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 2022年 4月 1日から2025年 3月31日までの3年間

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員…計画期間内に1人以上取得すること。

女性職員…育児休業取得率を90%以上とすること。

< 対策 >

- 2022年7月 本行動計画を、法人ホームページ・法人内職員報等に掲載し、取り組みの計画的な推進を内外に明らかにする。
- 2022年随時 産前産後休暇・育児休暇希望の職員について、産前休暇に入る前の働き方相談や復帰後のイメージなどの聞き取りシートを作成し、よりきめ細かく相談にのる。シートは完成次第順次運用していく。
- 2022年10月 新たに施行される「産後パパ育休」「育児休業の分割取得」について、法人ホームページ・法人内職員報等に掲載し周知をしていく。

実際に育児休業を取得し復帰した職員からも、育児休業制度に対する要望・希望を聞き取り、今後の制度見直しにつなげる。

2022年 4月1日
社会福祉法人 中心会
理事長 浦野 正男